

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目25番11号
モジュール株式会社
代表取締役 木原礼子

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月21日（金曜日）当社営業時間終了時である午後6時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月24日（月曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル西館1階 ベルサール三田
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第14期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.modulat.com/>）において周知させていただきます。

「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定により、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

(提供書面)

事業報告

〔平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における日本全体の経済状況は、東日本大震災からの復興需要の本格化や、個人消費が底堅く推移し、また、企業収益は改善の兆しが見られ設備投資は下げ止まりつつあるなど持ち直しの動きが見られました。一方で、欧州での債務危機の出口が見えないまま景気低迷が長期化し、中国をはじめとする新興国でも景気停滞からの回復は限定的に留まるなど、先行き不透明感がある中で推移しました。

当社の事業分野であるIT関連業界におきましても、厳しい状況は続いているものの、現行システムの見直しやセキュリティ強化などへの需要が増加しつつあるなど、改善の兆しが見え始めております。

このような経済環境の中、当社が主体としている「企業向けの小型コンピュータのアウトソース事業」を取巻く環境については、予断を許さないものの、引き続き堅調であると判断しています。

これは「企業が本業への資源の集中に向かう中、本業ではないIT関連業務のスキルを社内に保有しないという考え方が増えつつある事」、「不透明な社会状況の中で情報という物流を伴わない手段を取らざるを得ない業務が増加するであろう事」、「コンピュータ関連製品の価格が低下していく中で、各製品分野に特化したリーディングベンダーが現れ、その反動で企業の情報システムを包括的に管理していくニーズに対する供給が少ない事」、「技術革新が一定の段階を迎えた事により、革新的技術よりも安定的技術への投資効果が、ITの経営貢献度において相対的に高くなってきている事」が多く、多くの企業で認められ、給与計算や税務、法務といった旧来のアウトソース業務の枠を超えたアウトソースが活用されている為と考えております。

また、これらの傾向が景気動向などにより顕著になり、当社が主体としている安定的技術・利用技術が必要とされる可能性が拡大していると考えております。

このような環境の中、「現在の堅実な事業基盤の更なる強化」、「新しいサービスの早期収益化」、「復配に向けて着実な利益の計上」や「より堅牢

な経営体制の構築」などに取り組んでまいりました。

当事業年度における当社の事業は、「本業である継続 I T サービスへの集中」「契約の長期化・大型化」に社員一丸となり取り組んだ結果、増収増益および復配計画を達成する事が出来ました。また、発表済みの中期経営計画の通り「スマートフォン」「セキュリティー」「ソフトウェア」の新サービスの立ち上げを行い、新しい大手クライアント企業様数社とのお取引も開始され、今後の事業基盤を強化する事が出来ました。経営体制については上場企業の社会的な責任の全うに努め、内部管理体制等に問題があると認められないとの取引所の判断を受ける事が出来ました。

以上により、売上高1,793,640千円（前期比18.7%増）、営業利益104,492千円（前期比21.7%増）、経常利益187,597千円（前期比112.8%増）、当期純利益88,743千円（前期比21.6%増）となり、経常利益および当期純利益については過去最高の業績となりました。

売上区分別の内訳については、以下のとおりであります。

売上区分	前事業年度（第13期）		当事業年度（第14期）		
	売上高	構成比	売上高	構成比	前期比
	（千円）	（%）	（千円）	（%）	（%）
I T サービス売上	1,040,307	68.8	1,214,360	67.7	16.7
商品売上	470,935	31.2	579,280	32.3	23.0
合計	1,511,242	100.0	1,793,640	100.0	18.7

I T サービス売上：保守サービス、維持管理サービス、障害対応サービス、システム構築サービス等の技術的サービス関連の売上
 商品売上：上記の I T サービス売上に伴い必要な I T 関連製品（ハードウェアやパッケージソフトウェア）の販売に関する売上

・ I T サービス売上

当社の本業である「継続的 I T サービス」の売上は、大手クライアント企業様との取引開始等により計画を上回って順調に推移、「一時的 I T サービス」の売上も、ソフトウェア開発案件の増加等により順調に推移いたしました。

その結果、「I T サービス」全体の売上高は、1,214,360千円（前期比16.7%増）となりました。

・商品売上

商品売上におきましては、厳しい事業環境が続いているものの、主要顧客から大規模なサーバーインフラ構築案件やB Iシステムの構築案件等を獲得したことにより、比較的順調に推移しました。

その結果、製品調達代行サービスの売上高は、579,280千円（前期比23.0%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第11期 平成22年3月期	第12期 平成23年3月期	第13期 平成24年3月期	第14期 平成25年3月期
売 上 高(千円)	978,248	1,239,728	1,511,242	1,793,640
当 期 純 利 益(千円)	57,429	65,516	72,998	88,743
1株当たり当期純利益(円)	4,191.93	4,782.24	5,328.33	64.77
総 資 産(千円)	1,016,706	1,179,320	1,241,958	1,264,599
純 資 産(千円)	147,877	212,653	286,533	377,464
1株当たり純資産額(円)	10,793.97	15,522.14	20,914.87	275.52

- (注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を除き千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 第11期より決算期を5月31日から3月31日に変更いたしました。これに伴い第11期は平成21年6月1日から平成22年3月31日までの10ヶ月間となります。
3. 平成25年4月1日付で普通株式1株に対して100株の割合で株式分割を行いました。第14期の「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」は、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

① 中長期的IT分野の展望の予測

当社は、今後の数年間で企業向けの小型コンピュータ分野は大きな変化が起こる可能性があるとの認識を有しており、これに基づいて中長期展望を確立してゆく所存であります。

すなわち、現在は「インターネットがモバイルデバイスと融合して最終的普及段階に入る可能性」、「高速ワイアレス通信の拡大」、「IT資源およびデータのセンター側への集約を促進する新技術や新製品」、「燃料電池などに代表される新型動力による小型情報機器の超長時間使用の為の技術的方向性の確立」などの新技術が個人的な利用を中心として開発、研究されていますが、当社は、これらの新しいIT技術が世の中で認識された後数年以内に、その利便性を認識した利用者によって、必ずビジネス分野にも適用範囲が広がるものと予測しております。特に「高速ワイアレス通信の拡大」や「燃料電池などに代表される新型動力による小型情報機器

の超長時間使用の為の技術的方向性の確立」については、ワーキングスタイルの多様性や時と場所を問わないITの利用と云う意味において、ビジネス分野での先行利用も想定されています。

長期的成長を目指す当社としては、これらの動きを取り入れて長期的ビジネスの方向性を決定する必要があり、その為にIT分野の展望予測がより重要であると捉えております。尚、この予測を継続し、中期的事業展開を視野に入れてビジネスモデル強化に繋げてまいります。

また、これらの新技術の台頭により小型コンピュータ分野は益々多数の技術が氾濫し、その取りまとめ即ち当社が得意とする「利用技術」や「中立性」が重要性を増してくると予測され、これらを少人数の社内リソースに頼るリスクを敬遠し、組織的に専業で行っている当社のアウトソースサービスを利用する顧客は増加傾向にあります。

従って、当社のアウトソースサービスをより多くの顧客に提供する為の、認知度の向上や営業力の強化を継続し、ビジネスの拡大に努めてまいります。

② 主力サービスの標準化・パターン化

業務効率および利益率の向上と新規契約迄の効率化の為に、現在の主力サービスであるITASサービスにおける提供サービスの標準化を継続してまいります。同時に今まで人手に頼っていたサービスを一部自動化し、効率向上とサービスレベルの向上の同時達成も目指していきます。これらにより多くの新規顧客の獲得が可能になり特定契約への依存度合いを平準化し、また将来のフランチャイズおよび代理店展開の基礎を築いていく所存であります。

なお、上記の提供サービスの標準化の努力につきましては、当社の事業の特徴は、顧客企業毎の情報システムにあわせたフレキシブルな対応であるものと認識しておりますので、それを損なわない範囲において行うものであります。当面ITASサービスにおける主要サービス項目を、可能な限り標準化することを目標として、業務効率等の向上を目指す所存であります。

③ 人材育成の強化

今後の中期的な競争力を支える為に、人材の育成は重要事項であると認識しております。長期的な人材の採用～育成を視野に入れて、来期は特にマネージメントレベルの育成を重点項目としていく予定です。

④ その他の課題

上記以外にも以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

1. 会計監査／業務監査の強化による社会的公正さの更なる追求
2. 企業の社会的責任（CSR）へのコミット
3. 社員の多様化する価値観への対応
4. 社員の就業不能時の損失をカバーするための施策

(11) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

- 小型コンピュータ分野の企業向けアフターサービス事業
小型コンピュータ（PCサーバー、PC、携帯端末）の保守、運用、管理、利用者支援、障害予防、評価などを企業内の情報システム部門より委託を受け、代行する事業
- 小型コンピュータ分野の企業向けCIOアウトソースサービス事業
- 上記に伴う、情報システムの構築マネジメントサービス、調達代行サービス

(12) 主要な営業所及び事業所（平成25年3月31日現在）

本社	：東京都港区
フロントオフィス、テクニカルセンター	：東京都港区
リペア&セットアップセンター（*）	：東京都江東区
PCヘルプセンター（*）	：東京都品川区
インターネットサービスセンター（*）	：東京都中央区
ソフトウェア開発センター（*）	：東京都中央区及び港区

*印の施設は専門会社に業務委託をしております。

(13) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名	6名増	36.2歳	3年9ヶ月

(注) 使用人数が前期末と比べて6名増加したのは、来期業績に貢献する「新サービス」のために人員を確保したためであります。

(14) 主要な借入先及び借入額（平成25年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	132,350千円
株式会社りそな銀行	92,714千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	75,005千円
株式会社日本政策金融公庫	51,050千円
株式会社みずほ銀行	38,663千円
株式会社三井住友銀行	27,327千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式の特設注意市場銘柄指定からの解除および監視区分の指定理由の一部除外について

当社の株式は、平成22年10月9日付で株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。）から特設注意市場銘柄に指定されていましたが、当該指定から1年を経過したことから、内部管理体制確認書を大証に提出し、大証がその内容等を確認したところ、当社の内部管理体制等について、更に改善を要する余地があると判断され、平成24年3月13日付で大証から特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受けました。その後、平成24年10月に再度大証へ内部管理体制確認書を提出しました結果、平成25年3月6日付で特設注意市場銘柄指定からの解除および監視区分の指定理由を一部除外する旨の通知を受けました。

2. 株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,700株
- (3) 株主数 844名（前事業年度末比96名減）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
松村明	4,533株	33.09%
清水博行	684株	4.99%
高松忠行	655株	4.78%
木原和彦	650株	4.74%
菅原敏彦	650株	4.74%
大阪証券金融株式会社	626株	4.57%
佐伯達之	600株	4.38%
飯塚麻実	511株	3.73%
渡部真理	480株	3.50%
岩本葉子	193株	1.41%

(5) その他株式に関する重要な事項

当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、流動性の向上および投資家層の拡大を図るとともに、平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、平成25年2月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合での株式分割を実施し、100株を1単位とする単元株制度を採用しております。

これにより発行可能株式総数は1,980,000株増加し2,000,000株となっております。また、発行済株式総数は1,356,300株増加し1,370,000株となっております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
取締役 会長	松 村 明	
代表取締役	木 原 礼 子	
取締役	藤 井 隆 徳	管理担当ゼネラルマネージャー
取締役	渡 辺 博 文	国際情報工学株式会社 代表取締役
取締役	西 尾 いづみ	弁護士、東京ブライト法律事務所
取締役	川 合 拓	公認会計士、川合公認会計士事務所代表、ドラゴン・パートナーズ株式会社代表取締役
取締役	内 田 倫 子	税理士、内田倫子税理士事務所代表
取締役	岩 城 哲 哉	株式会社フィエゴ代表取締役社長
常勤監査役	山 田 義 範	
監査役	河 邊 義 正	弁護士、サン綜合法律事務所客員弁護士
監査役	近 暁	公認会計士、近事務所代表、清翔監査法人代表社員

(注) 1. 当事業年度中に以下の取締役の地位に異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
松 村 明	取締役 会長	代表取締役	平成25年2月1日
木 原 礼 子	代表取締役	取締役	

2. 取締役 渡辺 博文氏、西尾 いづみ氏、川合 拓氏、内田 倫子氏、岩城 哲哉氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 山田 義範氏、監査役 河邊 義正氏及び監査役 近 暁氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役 西尾 いづみ氏、取締役 川合 拓氏及び監査役 山田 義範氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役 近 暁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (5名)	52,761千円 (2,850千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	6,120千円 (6,120千円)
合 計	11名	58,881千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月25日開催の第13回定時株主総会において年額150,000千円以内(うち、社外取締役分は30,000千円以内)で、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年8月25日開催の第7回定時株主総会において年額13,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 渡辺 博文氏は、国際情報工学株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と兼職先である国際情報工学株式会社との間には、重要な取引関係はありません。
- ・取締役 西尾 いづみ氏は、東京ブライト法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と兼職先である東京ブライト法律事務所との間には、重要な取引関係はありません。
- ・取締役 川合 拓氏は、川合公認会計士事務所の代表及びドラゴン・パートナーズ株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と兼職先である川合公認会計士事務所及びドラゴン・パートナーズ株式会社との間には、重要な取引関係はありません。
- ・取締役 内田 倫子氏は、内田倫子税理士事務所の代表を兼務しております。当社と兼職先である内田倫子税理士事務所との間には、重要な取引関係はありません。
- ・取締役 岩城 哲哉氏は、株式会社フィーゴの代表取締役社長を兼務しております。当社と兼職先である株式会社フィーゴとの間には、重要な取引関係はありません。
- ・常勤監査役 山田 義範氏については、該当事項はありません。
- ・監査役 河邊 義正氏は、サン綜合法律事務所の客員弁護士を兼務しております。当社と兼職先であるサン綜合法律事務所との間には、重要な取引関係はありません。

- ・監査役 近 暁氏は、近事務所の代表公認会計士及び清翔監査法人の代表社員を兼務しております。当社と兼職先である近事務所及び清翔監査法人との間には、重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	渡 辺 博 文	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	西 尾 いづみ	平成24年6月25日就任以降に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	川 合 拓	平成24年6月25日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	内 田 倫 子	平成24年6月25日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。税理士としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	岩 城 哲 哉	平成24年6月25日就任以降に開催された取締役会10回のうち8回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	山 田 義 範	当事業年度開催の取締役会15回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会の議案・審議などにつき、都市銀行支店長の経験と知識を生かして、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	河 邊 義 正	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会及び監査役会の議案・審議などにつき、弁護士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	近 暁	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会の議案・審議などにつき、公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び常勤監査役である山田 義範氏を除く各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称

アスカ監査法人

(2) 報 酬 等 の 額

	報 酬 等 の 額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある
と判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求
に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とする
ことといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当
すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査
人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初
に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由
を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制そ
の他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下
のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

当社は、取締役および従業員に期待する行動指針のひとつとして企業行動
規範を定め、法令及び定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底
する。

また、公益通報者保護規則を定め、法令遵守上疑義のある行為等について
社内担当者または社外の弁護士に相談、報告を行う体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は、法令・社内ルール（文書管理規則）に基づき、文書等の保存を
行う。また、情報セキュリティ管理規程を定め、情報の管理を行うものと
する。

② 当社は、取締役の職務執行にかかる記録文書（電磁的な記録を含む）お
よびその他の重要な情報を、法令および社内ルールに従って適切に保存お
よび管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、同規程に従ったリ
スク管理体制を構築する。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役をリスク管理統括責任者とす
る緊急事態対応体制をとるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行については、組織規則、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、職務執行の効率化を図る。

また、取締役会の下部組織としてゼネラルマネージャーミーティングを設け、職務権限規程に基づき、業務の執行・施策の実施について審議のうえ、決定する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団が存在しないので該当事項はありません。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき従業員はいないが、必要に応じて、監査役および監査役会の業務補助のため監査役スタッフ（総務部門）を置くこととする。

配置される従業員の独立性を確保するため、当該従業員の人事考課、人事異動等については監査役会の同意を得た上で決定する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要事項の報告を受け、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。

取締役及び従業員は、重大な法令違反及び不正行為、または会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査担当と緊密な連携をとり、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

また、監査役は、代表取締役、内部監査担当、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

(注) 本事業報告に記載する金額につきましては、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	531,380	流 動 負 債	727,355
現金及び預金	163,400	買掛金	145,722
売掛金	177,838	1年内返済予定の長期借入金	257,330
商品	59,907	未払金	54,037
仕掛品	3,176	未払法人税等	38,130
リース投資資産	65,523	未払消費税等	9,299
前払費用	40,290	前受金	181,182
繰延税金資産	17,313	預り金	11,587
その他	5,226	賞与引当金	7,983
貸倒引当金	△ 1,296	保険積立金解約損失引当金	20,664
固 定 資 産	733,218	その他	1,417
有 形 固 定 資 産	348,818	固 定 負 債	159,779
建物	9,434	長期借入金	159,779
工具、器具及び備品	57,289	負 債 合 計	887,134
賃貸用資産	741,817	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△ 459,722	株 主 資 本	376,654
無 形 固 定 資 産	80,185	資本金	254,219
ソフトウェア	19,648	資本剰余金	31,558
賃貸用資産	60,537	資本準備金	31,558
投 資 そ の 他 の 資 産	304,214	その他資本剰余金	—
投資有価証券	16,279	利 益 剰 余 金	90,875
出資金	10	利益準備金	2,132
長期貸付金	351,062	その他利益剰余金	88,743
長期前払費用	48,101	繰越利益剰余金	88,743
敷金	20,336	評 価 ・ 換 算 差 額 等	810
差入保証金	13,000	その他有価証券評価差額金	810
保険積立金	86,904	純 資 産 合 計	377,464
繰延税金資産	2,520	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,264,599
貸倒引当金	△ 234,000		
資 産 合 計	1,264,599		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

〔平成24年 4月 1日から〕
〔平成25年 3月 31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,793,640
売 上 原 価		1,328,097
売 上 総 利 益		465,542
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		361,050
営 業 利 益		104,492
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,366	
受 取 配 当 金	258	
受 取 手 数 料	6,311	
為 替 差 益	11,587	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	68,308	
そ の 他	536	95,368
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,188	
支 払 手 数 料	74	12,263
経 常 利 益		187,597
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	13,262	
減 損 損 失	24,752	
事 務 所 移 転 費 用	1,951	
保 険 積 立 金 解 約 損	2,823	
保 険 積 立 金 解 約 損 失 引 当 金 繰 入	20,664	63,453
税 引 前 当 期 純 利 益		124,143
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	46,175	
法 人 税 等 調 整 額	△10,775	35,400
当 期 純 利 益		88,743

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔平成24年4月1日から〕
〔平成25年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
平成24年4月1日期首残高	254,219	154,217	—	154,217	2,132	△122,658	△120,526	287,911
事業年度中の変動額								
準備金から剰余金への振替		△122,658	122,658	—				—
欠損填補			△122,658	△122,658		122,658	122,658	—
当期純利益						88,743	88,743	88,743
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	△122,658	—	△122,658	—	211,401	211,401	88,743
平成25年3月31日期末残高	254,219	31,558	—	31,558	2,132	88,743	90,875	376,654

	評価・換算差額等	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	
平成24年4月1日期首残高	△1,377	286,533
事業年度中の変動額		
準備金から剰余金への振替		—
欠損填補		—
当期純利益		88,743
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	2,187	2,187
事業年度中の変動額合計	2,187	90,930
平成25年3月31日期末残高	810	377,464

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月21日

モジュール株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	田 中 大 丸 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	若 尾 典 邦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モジュール株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別明細表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 5月24日

モジュール株式会社 監査役会
常勤監査役 山田 義範 ⑩
監査役 河邊 義正 ⑩
監査役 近 暁 ⑩

(注) 監査役 山田 義範、監査役 河邊 義正及び監査役 近 暁は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき1,619円 総額 22,180,300円
なお、配当は平成25年4月1日付で実施した株式分割前の基準日における株式数に対して行われます。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日付）および「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」（平成24年1月19日付）の趣旨に鑑み、平成25年2月20日開催の取締役会において、平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合での株式分割を実施し、100株を1単元とする単元株制度を採用いたしました。これに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、定款第8条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、現行定款第20条（代表取締役および役付取締役）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記変更に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 8 条～第 19 条 (条文記載省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役 1 名を選定する。</p> <p>第 21 条～第 36 条 (条文記載省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>第 9 条～第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>第 22 条～第 37 条 (現行どおり)</p>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 山田 義範氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
やま だ よし のり 山田 義範 (昭和10年5月26日生)	昭和33年4月 株式会社富士銀行入社 昭和62年11月 東京ビルディング株式会社取締役就任 平成2年1月 大東証券株式会社出向 平成4年1月 ミドリ安全株式会社常務取締役就任 平成8年8月 ミドリ安全株式会社専務取締役就任 平成11年5月 ミドリ安全健康保険組合常務理事就任 平成17年3月 当社常勤監査役就任（現任）	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田 義範氏は社外監査役候補者であり、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 同氏につきましては、同氏がこれまで培ってきたビジネス経験を当社監査体制の強化に活かしていただきたいため社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 同氏が当社の社外監査役在任中、当社は、平成20年5月期（第9期）有価証券報告書、平成21年5月期（第10期）第1四半期報告書、平成21年5月期（第10期）第2四半期報告書、平成21年5月期（第10期）第3四半期報告書、平成21年5月期（第10期）有価証券報告書及び平成22年5月期（第11期）第1四半期報告書の訂正を行い、金融庁から、これらの訂正を行ったことに関連して、平成22年4月6日付での課徴金納付命令を受けました。
- また、当社は、これらの訂正に伴い、平成20年5月第3四半期財務・業績の概況（非連結）、平成20年5月期決算短信（非連結）、平成21年5月期第1四半期決算短信（非連結）、平成21年5月期第2四半期決算短信（非連結）、平成21年5月期第3四半期決算短信（非連結）、平成21年5月期決算短信（非連結）及び平成22年5月期第1四半期決算短信（非連結）の訂正もあわせて行いました。
- 同氏は、日頃から当社のコンプライアンス体制の確立のために監査役として職務を適正に遂行してきており、上記事実の発生後は、新たに設置された監査役

会においてこれが有効に機能するよう積極的に活動するなど当社監査体制の一層の強化を進めるとともに、取締役に対してコーポレートガバナンス強化に向けた助言を行っております。

5. 同氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなくまた過去2年間に受けていたこともありません。
6. 同氏は当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
7. 同氏は過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
8. 同氏は当社との間で責任限定契約は締結しておらず、また締結する予定もありません。
9. 同氏が当社の監査役に就任してからの年数は、8年となります。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

